



令和4年度

ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン(第6版)》における  
各課の目標と具体的な取組み報告（進捗状況と実績）

資料1 概要版

プラン 45～48頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課	令和4年度 目標と具体的な取組み
基本目標1 人権の尊重と意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	③ 男性にとつての男女共同参画の推進	男性にとつての男女共同参画の意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	・意識の醸成に向け、市内事業所や、様々な学習機会を通じて啓発を行います。(自治振興課) ・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場となるよう、市内人権団体と協働で「じんげんセミナー栗東」等の講演会を実施します。(人権政策課) ・講演会事業の実施にあたっては、託児サービス等の対応を行い、誰もが参加しやすい環境を整えるよう努めます。(人権政策課) ・人権啓発リーダー講座において、多様な生き方についての学習の場の提供に努めます。(人権教育課) ・男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)。事業の実施については誰もが参加しやすい日時等の工夫を行います。(生涯学習課) ・事業の実施については、就労する方が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。(生涯学習課)
	(2) 多様性についての理解促進	① 性の多様性を理解するための教育・学習の推進	性の尊重についての教育の推進	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。	学校教育課	・性教育年間指導計画に基づき、性の尊重に関する指導を進めます。
	(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	① メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	全課 秘書広報課	・広告審査委員会において、男女共同参画の視点に立って不適切な表現がないか確認します。(契約・管財課) ・各種の記事事項、啓発資料について、アンコンシャス・バイアスを意識し、誰もが自分らしく生きることができる社会を推進します。(自治振興課) ・情報発信の際には、アンコンシャス・バイアスによる不適切な表現についての個人の気づきを大切に、組織での点検に努めます。(情報政策課) ・広報啓発活動において、表現内容の点検等で、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止に努めます。(障がい福祉課) ・広報やホームページ等における周知において、介護は、女性の役割と感ずる表記やイラストの使用について細心の注意を払い、確認を行います。(長寿福祉課) ・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。(保険年金課) ・広報やホームページへの掲載、またはパンフレット作成において、アンコンシャス・バイアスに配慮した表現となるよう努めます。(環境政策課) ・広報やホームページ等に記事の掲載、男女共同参画の視点に立って不適切な表現等の確認を行い、適切な表現の使用を図ります。(幼児施設課) ・パンフレットや啓発チラシ作成において、性別の固定観念や差別的な表現とならないよう点検します。園だよりや、クラスだよりにおいても職員間で男女共同参画の視点に立って適切な表現できているか確認していきます。(幼児保育課) ・パンフレット等の作成においては、性別の固定的な表現とならないよう意識して点検を行います。(発達支援課) ・広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他啓発資料の作成の際に、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現等の点検を徹底することで、適切な表現の使用促進につなげます。(秘書広報課)
プラン 49～55頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課	令和4年度 目標と具体的な取組み
基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現	① 女性の活躍の推進	② 働く場における女性の活躍推進	事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	全課 商工観光労政課 自治振興課	・障がい者団体や事業者に対して、方針決定過程への女性の参画について、情報の伝達・発信に努めます。(障がい福祉課) ・高齢者の福祉の推進に係る活動について、性別に関わらず女性も男性も活躍していることを周知します。(長寿福祉課) ・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率向上を啓発します。(学校教育課) ・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行い、女性参画を促します。(商工観光労政課) ・事業所や団体等に「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。(自治振興課)
	② 子育ての推進	② ライフ・ワーク・バランスの推進	安心して子育てできる環境づくり	○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。	幼児保育課 秘書広報課	・各園において、園だより等を通して、保護者への情報提供、情報共有の推進を図ります。(幼児保育課) ・担当部署と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供します。(秘書広報課)
	③ 女性の就業・起業の支援	② 女性の就業・起業の支援	女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。	商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	・資格取得支援補助金制度や関係機関が主催する技能取得教育訓練のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。(商工観光労政課) ・庁内の就労支援関係課で構成される就労支援相談連絡会において、各種制度や講座等について情報共有を図り、就労関係の相談時に相談者に情報提供が行えるよう努めます。(人権政策課) ・ハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。(ひだまりの家)

令和4年度 進捗状況と実績

- ・市広報に掲載すると共に企業訪問（415箇所）時に啓発リーフレットを配布しました。（自治振興課）
- ・講演会2事業については、昨年度は感染拡大の影響を受け、インターネット配信となりましたが、今年度はホール会場にて実施しました。会場では託児サービス等の対応を行い、誰もが参加しやすい環境となるよう努めました。また、「じんけんセミナー栗東」は、性の多様性に関する講演内容とし、きらめきRitto実行委員会と共催で実施し、パンフレットも併せて配布することで、男女共同参画の視点も含めて事業を実施することが出来ました。（人権政策課）
- ・人権啓発リーダー講座では、部落差別問題、インターネット上での差別等、様々なテーマを設定して全12回開催し、人権意識の高揚に努めました。性の多様性をテーマとした講座については、8月に開催講座を開催し、48名の参加がありました(オンライン参加者含む)。次年度も、性の多様性をテーマとした講座を企画し、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題について学習する中で、多様な生き方についての学習機会の提供を行っていきます。【人権啓発リーダー講座…全12回開催、参加者540名 ※特別コース[じんけんセミナー栗東]を含む】（人権教育課）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止となった講座もありましたが、参加者の人数制限や感染症対策を講じながら、社会教育事業を実施しました。また、講座内容から対象となる方が参加しやすい日時を設定しました。（生涯学習課）

- ・男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、各校の年間指導計画に基づき、関連する各教科の学習や特別活動において性に関する指導を進めています。

- ・男女共同参画社会の推進のため、ジェンダー問題についての基準を栗東市有料広告掲載要綱に新たに追加し、広告審査を行った。（契約・管財課）
- ・不適切な表現かどうかを確認する手立てとして、男女共同参画の視点から考える表現チェックシートを作成し、庁内インフォメーション等に掲載しました。（自治振興課）
- ・情報発信の際にアンコンシャス・バイアスによる不適切な表現とならないよう、自治振興課作成の資料を課内で共有し、個人の気づきと組織での点検に努めました。（情報政策課）
- ・広報等情報発信の際、アンコンシャス・バイアスによる不適切な表現についての個人の気づきを大切に、組織での点検に努めました。（障がい福祉課）
- ・ホームページやパンフレットの標記やイラストが適切な表現となっているか確認しました。（長寿福祉課）
- ・市広報お知らせ版などの記事掲載の際に不適切な表現とならないよう点検を行った。（保険年金課）
- ・「広報りっとう」や市ホームページ、食品ロス削減啓発ポスター等において、アンコンシャス・バイアスに配慮した表現となるよう留意しました。（環境政策課）
- ・ホームページ掲載内容について、男女共同参画の視点等に立って、表現内容の再確認を行いました。（幼児施設課）
- ・広報やホームページ等における記事、その他資料等作成の際、性別の固定概念や差別的な表現の防止に努めています。（幼児保育課）
- ・作成するパンフレット等については、性別の固定的な表現とならないよう点検し、適切な表現で作成しました。（発達支援課）
- ・広報紙やホームページ等の記事の作成の際に、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現等の点検を行うことで、適切な表現の使用促進につなげました。（秘書広報課）
- ・チラシ、ポスターや広報・ホームページの作成にあたっては、男女共同参画の視点を持ちながら実施に努めました。（生涯学習課）
- ・当課行事の際に関係資料の配付を検討します。（交通政策課）

令和4年度 進捗状況と実績

- ・障がい者団体や事業者に対して男女共同参画について、情報の伝達・発信に努めました。（障がい福祉課）
- ・高齢者福祉に係る分野では、性別にかかわらず活躍できている現状があり、今後もこの環境を大切にします。（長寿福祉課）
- ・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率が改善できるように働きかけています。（学校教育課）
- ・企業訪問時に、男女共同参画推進に関する資料を配布し情報提供を行った。（商工観光労政課）
- ・企業訪問時にリーフレットを配布し、周知を行いました。（自治振興課）
- ・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるように努めました。（幼児保育課）
- ・当課行事の際に関係資料の配付を検討します。（交通政策課）

- ・各園においては園だより等を通して、幼児保育課においては入園等に関する情報をホームページ等で分かりやすく提供できるよう努めています。また子育てに関する情報をポスターや資料等を通じて提供しています。（幼児保育課）
- ・担当部署と連携し、広報紙やホームページ等において、子育てに関する様々な制度や情報のわかりやすい提供に努めました。（秘書広報課）

- ・資格取得支援補助金制度チラシを、市内施設の他、関係機関等に設置依頼し周知を行った。また、関係機関が主催する職業訓練等のチラシは窓口を設置し、情報提供を行った。（商工観光労政課）
- ・庁内の就労支援関係課で構成する就労支援相談連絡会において、女性の職業能力開発につながるような各種制度や、関係機関が開催する講座等について情報共有を図り、就労関係の相談の際には相談者に情報提供が行えるよう努めました。（人権政策課）
- ・就労困難者の個々の特性に合わせてハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の案内を情報提供するとともに、関係機関から案内される講座情報は、ひだまりの家の玄関特設ステージに掲載し、情報の周知を図りました。（ひだまりの家）

ページ 56～58頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課	令和4年度 目標と具体的な取組み
基本目標3 参画と協働による地域づくり	（1）地域活動における男女共同参画の推進	② 地域男女共同参画の推進	地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。	自治振興課 生涯学習課	・地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組みについて連携し推進を行います。（自治振興課） ・男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します（はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等）。（生涯学習課）
	（2）様々な分野での参画の推進	① 様々な分野での男女共同参画の推進	様々な分野での男女共同参画の推進	○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。	農林課 農業委員会	・広報をはじめとする各種SNSを駆使した女性農業者の活動状況の発信を行う。令和5年度農業委員改選が行われるため、次期農業委員、及び次期最適化推進委員への女性委員3名登用を目指した働きかけを行う。（農林課、農業委員会）

ページ 59～62頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課	令和4年度 目標と具体的な取組み
基本目標4 安全安心な暮らしの実現	（1）ジェンダーに基づく暴力の根絶	② 防止の取り組み	暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。	人権政策課	・人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を年間10回開催し、暴力に関する相談も含めた人権に関わる相談に応じ、人権擁護活動を推進します。また、国や関係機関の相談窓口についても、市ホームページを通じて周知に努めます。
	（2）人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人々に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。	健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課	・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要に応じて支援を行います。（健康増進課） ・子育て中の孤立感や不安感の解消に努めるため、子育て支援センターや児童館において、相談員が保護者のさまざまな相談に応じます。また、相談内容の集計分析を行い、相談員や子育て支援担当者として協議し対応します。（子育て応援課） ・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。（長寿福祉課） ・家族介護や生活に困難を抱える方からの相談を受け、必要な情報の提供に努めるとともに、必要に応じて、福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。（障がい福祉課） ・相談内容に応じた各種福祉制度の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行います。（社会福祉課）
	（3）生涯健康づくり	② 健康支援	年代に応じた健康支援の提供	○年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。	健康増進課	・年代に応じた健康づくりを推進します。特に女性においては、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行います。

ページ 63～65頁		施策の方向	具体的な施策	取組み内容	主な担当課	令和4年度 目標と具体的な取組み
基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	（1）施策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進	各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	全課 自治振興課	・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。（元気創造政策課） ・審議会の委員構成において、女性団体からの委員選出依頼を行うとともに、女性委員の比率向上が高まるよう努めます。（人権政策課） ・所掌する委員会においてできるだけ女性委員の比率向上を推進し、男女双方の意見が公平に反映されるよう目指します。（社会福祉課） ・男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。（障がい福祉課） ・男女双方の意見が反映されるよう、会議の委員については、一方の性別に偏ることのないよう努めます。（長寿福祉課） ・所管する協議会は、女性委員の比率が3割である。今年度中に任期満了を迎えることから、女性委員の比率の比率の向上に努めます。（保険年金課） ・審議会等委員の選出にあたっては、女性委員比率の向上を目指します。（環境政策課） ・審議会等委員の選出にあたっては、女性委員比率の向上を目指します。（都市計画課） ・委員委嘱期間の満了に伴い、委員改選となる改良住宅運営委員会並びに公営住宅等運営委員会の委員委嘱にあたり、女性委員比率の向上を目指します。（住宅課） 附属機関等の委嘱に際し可能な限り、女性の登用率向上の視点で促していきます。（交通政策課） ・上下水道事業審議会において、次回改選にあたっては女性委員比率の向上に努めます。（上下水道課） ・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるよう努めます。（幼児保育課） ・教育委員は教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数を維持します。委員4名中2名が女性。（教育総務課） ・各種委員会等への女性委員の比率向上ができるように参画を啓発推進します。（学校教育課） ・各種委員会では男女双方の意見が反映されるよう努めます。（人権教育課） ・各種委員会委員やスポーツ推進委員の積極的な女性の参画に努め、男女双方の意見が反映されるよう努めます。（スポーツ・文化振興課） ・博物館協議会に男女の意見がともに反映されるよう委員の男女比を配慮します。（歴史民俗博物館） ・庁舎インフォメーション等により、審議会等の女性比率向上のため呼び掛けを行います。（自治振興課）
	（2）あらゆる参画の視点の反映	② あらゆる参画の視点の反映	あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	全課 自治振興課	・地域防災計画第1節第2の計画の1基本方針により、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。（危機管理課） ・障がいの視点だけでなく男女共同参画の視点も踏まえ、事業・施策に取り組みます。（障がい福祉課） ・所管する施策や事業において、性別によって受けられるサービスに違いが出ていないかなど男女共同参画の視点による気づきを大切にします。（長寿福祉課） ・広報等での記事掲載の際には、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう意識して点検を行います。（保険年金課） ・男女共同参画について、職場研修を通じて職員の意識向上に努めます。（都市計画課） ・男女共同参画の視点で事業や施策の取組みを推進します。（自治振興課） ・男女共同参画の視点で無意識の偏見による保育の見直しを行います。（幼児保育課）

## 令和4年度 進捗状況と実績

- ・会議を開催し、男女共同参画について情報交換を行いました。（自治振興課）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止となった講座もありましたが、参加者の人数制限や感染症対策を講じながら、男女が共に地域活動できるようコミュニティセンター等において社会教育事業を実施しました。参加者が性別にとらわれることなく交流することで、男女共同参画への意識を高めることができました。（生涯学習課）

- ・女性農業者の活動を市広報、及び農業委員会広報で発信しました。
- ・12/15.16の次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の説明会にて、女性の登用について参加者へ啓発を行いました。（農林課、農業委員会）

## 令和4年度 進捗状況と実績

- ・「人権いろいろ相談」で暴力に関する相談等はありませんでしたが（12月現在）、11月の女性の人権ホットライン強化週間の周知を図るために、市ホームページ及び市広報に記事を掲載するとともに、市内公共施設や、イベント（文化祭）会場での啓発品設置などにより相談窓口の周知に努めました。

- ・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要に応じて支援を行うことができた。（健康増進課）
- ・子育て中の孤立感や不安感の解消の為、子育て支援センターや児童館において、相談員が様々な相談に応じました、相談内容については、集計分析を行い、相談員や子育て支援担当者間で共有のうえ、今後の対応に繋げています。（子育て応援課）
- ・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対しても、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつないでいます。（長寿福祉課）
- ・障がい者等の福祉に関する様々な問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を計画相談支援事業所や委託相談支援事業所と連携して行いました。（障がい福祉課）
- ・生活に困難な状況を抱えている人の状況を聞き取り、必要な支援につなげるとともに、毎月1回開催する関係課で構成する生活困窮者自立支援調整会議において、情報の共有、支援の方法などの検討、協議を行っています。（社会福祉課）

- ・年代に応じた健康づくりを推進した。特に女性においては、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行うことができた。

## 令和4年度 進捗状況と実績

- ・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員を含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めています。（元氣創造政策課）
- ・栗東市人権擁護審議会の委員構成については、女性の意見が反映出来るよう、女性団体からの委員選出の依頼を行っています。また、委員委嘱者14名のうち5名が女性委員で、女性委員の比率は約35%となっています。任期：2021年8月1日～2年間（人権政策課）
- ・男女双方の意見が反映されるよう、男女比の均衡を意識した委員選考に努めました。（障がい福祉課）
- ・会議の委員については、一方の性別に偏らない選考に努めています。地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（男：7名、女5名）高齢者保健福祉推進協議会（男：7名、女：5名）認定審査会（男：13名、女：11名）（長寿福祉課）
- ・令和4年7月の改選において、新たに女性委員1名が選任されたが、現職1名が退任されたため、比率については3割から増減無し。（保険年金課）
- ・令和4年度各種団体女性委員比率25.9%（環境政策課）
- ・都市計画審議会は12名で構成し、令和3年度の役員改選で女性1名に委員を委嘱している。景観百年審議会は10名で構成し、令和3年度の役員改選で女性2名に委員を委嘱している。令和4年度は役員改選がなく、引き続き就任していただけている。（都市計画課）
- ・公営住宅等運営委員会の委員改選を行い、女性が3名から2名に減り、男性が2名から3名に増加しました。改良住宅運営委員会の委員改選は未定です。（住宅課）
- ・附属機関等委員委嘱に際し、可能な限り女性委員の委嘱に努めました。（交通政策課）
- ・令和3年度に引き続き審議員の女性委員比率は3割となっています。委員任期は2年あり、次回の選出は令和5年度となります。（上下水道課）
- ・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるようにしました。（幼児保育課）
- ・教育委員会委員については、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。令和4年度の任期満了に伴う後任委員については再任となりましたので引き続き男性の委員となりました。今後、教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し引き続き女性委員数を現状どおり維持するように努めます。教育委員会委員4人（うち女性2人）（教育総務課）
- ・各種委員会等への女性委員の比率が改善できるように働きかけています。（学校教育課）
- ・同和教育推進委員会等では、男女関係なく各委員の意見を尊重しながら協議し、今後の事業に反映されるよう努めました。（人権教育課）
- ・文化芸術会議委員9名のうち6名が女性、スポーツ推進委員26名のうち9名が女性という構成であり、男女双方の意見が反映された会議や活動となりました。（スポーツ・文化振興課）
- ・歴史民俗博物館では博物館協議会に男女の意見がともに反映されるよう、委員の男女比に偏りがないようにし、今後、新規委員の委嘱にあたっては、委員の男女比に偏りがないように配慮します。（歴史民俗博物館）
- ・庁内インフォメーション等により、審議会等の女性比率の向上を呼びかけました。（自治振興課）
- ・各種委員会等の委員改選時には、女性委員比率向上を意識して実施しました。（生涯学習課）

- ・障がいの視点だけでなく男女共同参画の視点も踏まえ、事業に取り組みました。（障がい福祉課）
- ・男女共同参画の視点による気づきを考え、介護サービスの相談を行っています。（長寿福祉課）
- ・市広報お知らせ版などの記事掲載の際に不適切な表現とならないよう点検を行った。（保険年金課）
- ・職場研修は、8/3「人権・同和問題」の第二次栗東市人権擁護計画（P.5）と11/8「ハラスメント防止」のセルフチェックシートで、固定的な性別役割分担意識について、自覚や気づきを確認した。（都市計画課）
- ・事業や施策において、性別にかかわらず便宜を提供できているかなど、男女共同参画の推進に努めました。（自治振興課）
- ・職員の意識向上のため研修会等の機会を捉え、職員の資質向上に努め、日常の保育の見直しを行いました。（幼児保育課）
- ・当課行事の資料配布時に配布を検討します。（交通政策課）